市民公益活動の推進に関する条例と施策・事業、本報告書の関係

市民公益活動推進条例	施策・事業	本報告書掲載箇所
（第 8 条）市民公益活動推進委員会		第７章
（第 9 条）市民公益活動団体との協働	●協働の促進 ・提案公募型委託制度 ・協働事業市民提案制度	第３章
（第 10 条）助　　成	●市民公益活動推進助成金制度	第１章
（第 11 条）推進環境の整備	●情報提供・相談 ・市民活動情報サロン（～R5.1） ・市民公益活動支援センター（R5.2～） ・NPO 法人設立認証等事務 ●施設・設備等の活用 ・市民活動施設交流ほか	第４章
（第 12 条）推進体制の整備等	●体制の整備 ・協働推進本部会議 ●職員の育成等 ●豊能地区市町ＮＰＯ担当課長連絡会議	第５章
（第 13 条）施策についての意見	●市民公益活動推進施策実施状況報告書	第１章～第７章
（第 14 条）評　　価		
（第 15 条）実施状況等の公表		
市民公益活動基金積立条例	●市民公益活動基金「とよなか夢基金」	第２章
地域自治推進条例		
（第 7 条）地域自治組織の認定等	●地域における人材の育成 ●活動に要する経費の一部助成 ●情報の提供	第６章
（第 8 条）市の支援		
（第 12 条）推進体制の整備等	●体制の整備 ・協働推進本部会議 ・協働推進員制度 ●職員の育成等	第５章
（第 13 条）施策の実施状況の評価等		第６章